

## 指定難病患者関係団体補助金交付要綱

(総則)

第1条 指定難病患者関係団体（以下「団体」という。）の運営に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 市内に住所を有する指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病に罹患している者をいう。以下同じ。）及びその家族を構成員としていること。
- (2) 構成員の交流及び情報交換を通じ、指定難病患者の生活の質の向上を図ることを目的としていること。
- (3) 構成員が20人以上であり、2年以上活動していること。

(補助金額)

第3条 補助金額は、予算の範囲内において、団体の事業費の2分の1以内の額とする。ただし、その額が5万円を超えるときは、5万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。

(申請書の添付書類)

第4条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 団体の規約
- (2) 構成員名簿
- (3) 過去2年以上の活動実績書

(実績報告書の添付書類)

第5条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。